

国空予管第451号
平成24年3月23日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

一般競争入札対象工事における契約保証金の額について

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局における工事請負契約の契約保証金の額については、「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）及び「工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月30日付け国空予管第584号）並びに「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成24年3月23日付け国空予管第448号）において規定しているところであるが、一般競争入札対象工事（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象工事をいう。以下同じ。）における契約保証金の額については、当面、下記のとおり運用されたい。

なお、「一般競争入札対象工事における契約保証金の額及び特定建設工事共同企業体における契約の保証について」（平成13年11月30日付け国空経第823号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

記

1 契約書の取り扱い

一般競争入札対象工事の契約を締結する場合については、工事請負契約書を以下の様に取り扱うこととする。

- (1) 第4条(A)第2項中の「請負代金額の10分の〇以上」について、「請負代金額の10分の1以上」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- (2) 第4条(A)第4項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

(3) 第47条第2項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

2 「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」に規定されている契約保証金の額について、一般競争入札対象工事の契約を締結する場合については、以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 記中「請負代金額の10分の1」としているところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

(2) 記5中「請負代金額の100分の5」としているところを、この場合においては「請負代金額の100分の15」に読み替えるものとする。

3 入札前の周知

入札説明書等において、一般競争入札対象工事の契約については契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を明記するものとする。

また、「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」別添2中の「請負代金額の10分の1の金額以上」を「請負代金額の10分の1（但し、一般競争入札対象工事の契約については、請負代金額の10分の3）の金額以上」に読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月23日 国空予管第451号）

1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。